

回覧

令和6年10月1日

市民のみなさまへ

社会福祉法人 三重県共同募金会
名張市共同募金委員会
会長 古谷 久人
< 公 印 省 略 >

令和6年度 赤い羽根共同募金運動のご協力について

毎年、赤い羽根共同募金にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。

赤い羽根共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」です。

私たちの暮らす名張市で集まったお金は、約8割が名張市で使われています。そして、残りの2割は、三重県内で市町を越えた広域的な活動や災害等準備金として被災した方や地域の支援に役立てられます。

皆さんのお金がこの国を支える力になっているのです。

もちろん、名張市でお住まいのお年寄りや子どもたち、障がいと向き合っている皆さんのためにも使われているのですが、原点にあるのは、「じぶんの町を良くするしくみ」です。

名張市共同募金委員会では、赤い羽根共同募金のことをもっと広く知っていただくよう努力し、市民の皆さんに心から賛同を得られるとともに、皆さんと一緒にこの町を良くしていけたら、こんなに嬉しいことはありません。

お願いしたい金額は、一世帯あたり500円を目安としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

回 覧										

【問い合わせ】

社会福祉法人三重県共同募金会 名張市共同募金委員会 事務局
名張市丸之内79番地 名張市総合福祉センターふれあい内
社会福祉法人名張市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係
電話：63-1111



『名張のまちをよくするしくみ』



赤い羽根共同募金にご協力をお願いします

今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。令和5年度にご協力いただいた募金8,962,041円は、令和6年度に8,831,773円配分され、名張市内の福祉活動に役立てられます。

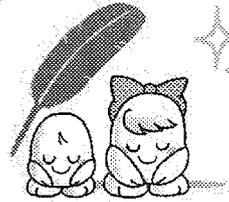
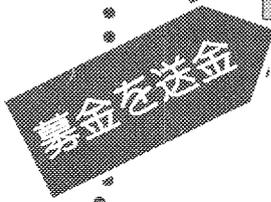
名張市で募金に協力
家庭を対象とする戸別募金やスー
パー等で呼びかける街頭募金など



三重県共同募金会を通じて

約80%
名張市へ配分

約20%
災害等準備金
や三重県全
域で活用



ありがとう
ございました

令和6年 配分計画

名張市で下記の福祉活動に役立てられます！

小中高校生への福祉教育のために
福祉の知識を深めたり、学ぶきっかけづくりへ
1,120,000円

名張市への若者定住のために
子どもや子育て中の親子への支援へ
142,950円(募金百貨店プロジェクトの全額を配分)

社協が行う福祉事業のために
社会福祉大会、おもちゃ図書館等へ
1,528,923円

地域見守りのために
子育て中の親子や高齢者の交流の場へ
2,280,000円

配食による地域見守りのために
高齢者へ手作りお弁当のお届けと見守りへ
1,334,900円

市内15の地域のために
地域づくり組織により行われる福祉活動へ
1,300,000円(戸別募金の20%を助成)

ボランティア活動のために
地域で行われる様々なボランティア活動へ
1,125,000円

社会福祉法人 三重県共同募金会
名張市共同募金委員会

〒518-0718 名張市丸之内79番地
社会福祉法人 名張市社会福祉協議会内
TEL: 63-1111 FAX: 64-3349



地域見守り事業 百合が丘地域子育てサロン
 <障がい児親子サロン SKY>

学校も年齢もばらばらで障がいがあったりなかったり、そんな様々な子どもたちが同じ空間で一緒に楽しく活動できる機会を得られたことは大変ありがたいです。子どもたちは、他の子どもたちとの関わりの中で成長していくことを活動の中で再確認しました。私たちの活動は利用してくれる子どもたちと保護者の方や、ボランティアさんの協力と、活動をささえる財源である共同募金に募金して下さる住民皆さまのおかげです。私たちの活動だけでなく、地域の福祉活動が充実・発展していくように今後も皆さまのあたたかいご支援よろしくお祈いします。



<親子サッカーの様子>



U  **UMOU PROJECT**

羽毛製品が募金になります
 不要な羽毛布団・ダウンジャケットは
 名張市社協へお持ちください



対象外

- ・フェザー（羽根）ふとん
- ・綿・ポリエステル
- ・枕・クッション
- ・濡れているもの
- ・ダウン50%未満のもの



募金百貨店プロジェクト
 ~協力企業募集中~

参加店の寄附付き商品を購入すると、売り上げの一部が共同募金に寄付され、名張市の若者定住のための子育て支援に役立てられます。

赤い羽根自動販売機 

「赤い羽根自動販売機」は、飲み物を購入すると、その売り上げの一部が赤い羽根共同募金に寄付される自動販売機です。赤い羽根自動販売機を見かけたら、ぜひご協力よろしくお願いします！

設置先も募集しています♪

赤い羽根共同募金



支える人も 支える募金



いつも赤い羽根共同募金にご協力いただきありがとうございます。

皆様からお寄せいただいた募金は、県内の地域福祉のために役立てられています。
誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすことができる地域社会づくりのため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

社会福祉法人 三重県共同募金会

共同募金の募集期間

令和6年10月1日～令和7年3月31日



令和6年度 三重の赤い羽根共同募金バッジデザイン

三重の赤い羽根賞

私立暁高等学校 2年生

おおにし

まお

真央さん

お問合せ先

社会福祉法人 三重県共同募金会（またはお近くの市町共同募金委員会）

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館 2F

TEL 059-226-2605 FAX 059-221-0044

✉ miekyoubo@miewel.or.jp

三重県共同募金会

検索

赤い羽根共同募金は、「あなた

一般募金 (令和5年度実施事業)

社会福祉協議会 30団体

県内の各社会福祉協議会において、様々な地域福祉活動を行いました。



社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会 (防災・災害支援事業)

大きな災害が発生した際に被災地のボランティア活動を円滑に進めるため、ITシステムを活用し、ボランティアニーズの把握・進捗管理の円滑化を目的とした災害ボランティアセンター設置訓練(ボランティア団体・関係団体・大学等向け)を実施しました。

また、そのような有事の際に社協職員が役立つ人材となるため、災害ボランティアスーパーバイザー研修(社協職員向け)を行いました。



社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会 (団体助成事業:鳥羽市人形劇サークル「じゃがいも」)

高齢者のいきいきサロンで、人形劇を通して少しでも今を生きることの喜びを感じあうことを目的にボランティアサークルを立ち上げました。

共同募金の配分金で、人形劇に必要な舞台を作成することが出来ました。この舞台は手作りのため、たくさんの方が興味を持ち、鑑賞していただくことができました。



社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会 (子育て用品リユース支援事業)

不要になった子育て用品が必要としている人に届くように、リユースを目的とした「子育てめっけもん広場」を開催し、同時に交流イベント「あそびの広場」を開催しました。

「子育てめっけもん広場」は、年2回の恒例イベントとなっており、リピーターも増えてきて、今年は約400人のご来場がありました。



社会福祉法人 玉城町社会福祉協議会 (障がい児・者福祉活動事業)

地域福祉力向上計画にもある「交流の場があるまち玉城町」を目指し、障がいの有無に関わらず、ボランティア等との関わりを深め、つながりを広げるとともにお互いに福祉の心を育む事業を実施しています。

今年は手話に関心のある方が、実際に手話を体験することで、障がいについての理解を深める機会づくりができました。



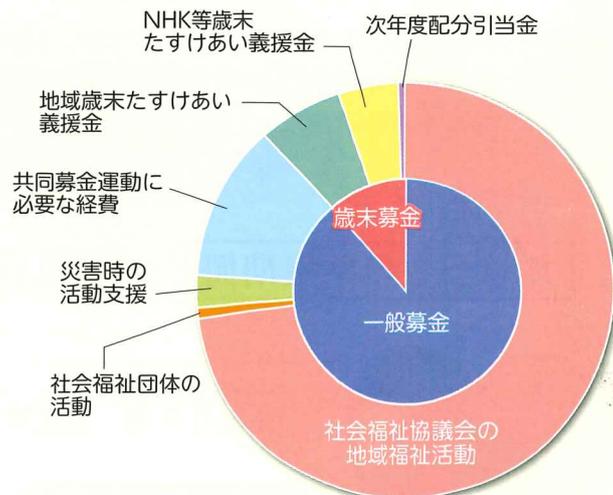
令和5年度募金配分状況のご報告

募金実績額 **282,895,616円**

◎ 配分(助成)額 **317,134,618円**

※災害等準備金取崩金・過年度配戻入金含む

- 社会福祉協議会の地域福祉活動に **231,506,757円**
- 社会福祉団体の活動に **2,322,000円**
- 災害時の活動支援に **8,420,000円**
- 共同募金運動に必要な経費に **38,205,564円**
- 地域歳末たすけあい義援金に **20,715,856円**
- NHK等歳末たすけあい義援金に **14,464,441円**
- 次年度配分引当金 (NHK等歳末たすけあい義援金) に **1,500,000円**



一般募金実績計 **251,709,754円**

- 戸別募金 **75.34%**
- 街頭募金 **1.57%**
- 法人募金 **9.91%**
- 学校募金 **0.92%**
- 職域募金 **4.47%**
- イベント募金 **0.97%**
- 個人募金 **5.48%**
- その他 **1.34%**

の町」で役立てられています。

団体 2団体

三重県内で福祉活動や事業を行いました。

公益財団法人 三重県国際交流財団 (多言語による読み聞かせ教室)

平成26年度より、外国につながる子どもたちの母語と日本語教育の支援を目的に、多言語による絵本や紙芝居の読み聞かせ活動を実施しています。今年が多言語による読み聞かせ活動を県内で広めるため、ハンドブックを作成しました。活動内容や母語の大切さ、活用できる教材等を紹介しています。様々な立場の人に手に取っていただき、ご支援いただきますようお願いいたします。



特定非営利活動法人 (チャレンジド三重ゴルフ講習会)

日常的に孤立しやすい障がい者の方が、体力の維持・増強を図り、積極的な社会参加と活動意欲の向上を目指すための事業となっています。プロゴルファーから直接指導を仰ぐとともに、ボランティア等の方とゴルフを楽しむ、技術と精神力の向上と交流を兼ねた講習会を開催しました。



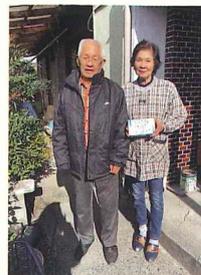
地域歳末たすけあい募金 (令和5年度実施事業)

12市町

各市町において年末・年始の福祉活動を行いました。

社会福祉法人 川越町社会福祉協議会 (高齢者交流事業)

町内在住の75歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、民生委員・福祉協力員の方が、川越北小学校・川越南小学校のそれぞれの3年生が書いたメッセージカードとプレゼントを持って自宅を訪問し、お渡ししました。お渡しした皆さまに大変喜んでいただきました。



社会福祉法人 菰野町社会福祉協議会 (歳末慰問事業)

住民相互の見守り活動の一環として、70歳以上で一人暮らしの方を対象に、町内にある業者に作っていただいたお餅を、民生委員・児童委員の方に配っていただきました。毎年、このお餅を楽しみにされている方が多く、笑顔で受け取っていただき、その喜ばれる姿を見た民生委員・児童委員の方も笑顔になる事業となっています。

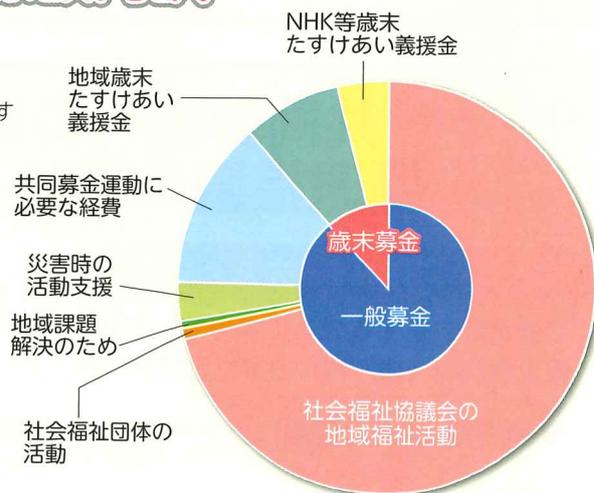


令和6年度目標額内訳

令和6年度の目標額 **283,400,000円**

※令和6年度の歳末事業と令和7年度に実施される事業の助成に充当します

- 社会福祉協議会の地域福祉活動に **201,225,266円**
- 社会福祉団体の活動に **2,559,000円**
- 地域課題解決のために **1,500,000円**
- 災害時の活動支援に **8,502,000円**
- 共同募金運動に必要な経費に **37,000,000円**
- 地域歳末たすけあい義援金に **21,649,000円**
- NHK等歳末たすけあい義援金に **10,964,734円**



災害復旧支援に災害等準備金を拠出

災害時に災害等準備金を拠出して、被災地の災害ボランティアセンターの活動費に充てられます。

※募金実績額の3%を上限に災害時の活動支援金として積立しています。

過去の災害等準備金の拠出状況(過去5年間)

- 令和5年度 能登半島地震(石川県)
- 令和2年度 7月豪雨災害(熊本県)
- 令和元年度 台風第19号災害(宮城県、福島県、栃木県、千葉県、長野県)



インターネットからでも募金できます！

募金はこちらから！

インターネット募金専用ページ

三重県に寄付ができる専用ページを設けています。右のQRコードを読み取っていただくと、専用ページにつながり、募金先を県内29市町から指定することができます。

募金支払方法

クレジットカード、コンビニ決済、ペイジー（インターネットバンキング、ATM）、携帯決済、口座振替に対応しています。



共同募金のあれこれ

Q1 共同募金は何のためにあるの？

共同募金は、当初は戦後の福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。その後も民間の社会福祉事業の推進のために活用されてきました。現在では、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援するしくみとして、住民主体の運動を進めています。

Q2 共同募金は何に使われているの？

共同募金の80%は、募金をいただいた各市町で使われています。残りの20%は、市町を超えた広域的な活動のために、三重県内で使われています。また、募金の一部は災害等準備金として、災害時に設置される災害ボランティアセンターへの支援に使われています。

Q3 共同募金は強制ですか？

強制ではなく任意の募金です。ただし、「どれくらい協力したらいいですか？」というご質問をいただくことがありますので、目安額をお示ししている地域もあります。あくまで目安ですので、ご協力いただける範囲でお願いします。

共同募金への寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます

詳しくはこちら！

個人として寄付をいただく場合

確定申告をすることによって、所得税（国税）の寄付金控除対象となる上、さらに個人住民税（地方税）の寄付金控除対象となる場合もあります。

◆**所得税(国税の控除)** ▶▶▶▶▶▶▶▶ **税額控除方式、所得控除方式**のどちらかを寄付者が選択できます。

◆**個人住民税(地方税)の控除** ▶▶▶▶▶▶▶▶ 地方税である個人住民税は、国税である所得税の場合とは異なり、寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要となります。

法人として寄付をいただく場合

法人税法上の指定寄付金に位置付けられています。特定公益増進法人である社会社法人に直接寄付する場合に比べ格段の優遇措置が設けられており、寄付金は全額損金算入することができます。

